

特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	特定最低賃金の件名 (適用対象業種の範囲)	適用 労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数 又は機関決定労働者数 (適用労働者に占める割合)
労働 協約	非鉄金属製造業 ※E23 (小分類のE231・235・239を除く。)	4,630 人	令和7年7月25日 ・日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部 委員長 羽田野 省三 ・JAM埼玉北関東 埼玉県連絡会 会長 今井 信博 ・全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 諏訪 雄輔 ・全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之	2,385 人 (51.51%)
労働 協約	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 ※E275、E323	2,440 人	令和7年7月25日 ・JAM北関東 埼玉県連絡会 会長 今井 信博 ・JEC連合埼玉地方連絡会 議長 小池 弘之	2,035 人 (83.40%)
労働 協約	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※E28、E29 (細分類のE2973 (心電計製造業を除く。))を除く。)、 E30	37,220 人	令和7年7月25日 ・全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之 ・JAM北関東 埼玉県連絡会 会長 今井 信博	18,004 人 (48.37%)
労働 協約	輸送用機械器具製造業 ※E31 (小分類のE315・319 (細分類のE3191を除く。))を除く。)	42,050 人	令和7年7月25日 ・全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会 議長 高橋 克彦 ・JAM埼玉北関東 埼玉県連絡会 会長 今井 信博 ・全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之	16,707 人 (39.73%)
公正 競争	自動車小売業 ※I591 (細分類のI5914を除く。)	23,050 人	令和7年7月25日 ・全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会 議長 高橋 克彦	7,693 人 (33.38%)

※は、日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）による分類を記載。

注）「上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所」又は「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記の産業に分類される純粋持株会社」も各特定最低賃金の適用対象に含まれる。